

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 60 号

函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例等  
の一部を改正する条例の制定について

函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例等の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例等  
の一部を改正する条例

(函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例の一部改  
正)

第 1 条 函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例 (昭  
和 48 年函館市条例第 73 号) の一部を次のように改正する。

別表中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

(函館圏都市計画特別工業地区内の建築制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 函館圏都市計画特別工業地区内の建築制限に関する条例 (平成  
元年函館市条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 および別表第 2 中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホー  
ム」に改める。

(函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の  
制限の緩和に関する条例の一部改正)

第 3 条 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準  
法の制限の緩和に関する条例 (平成 5 年函館市条例第 25 号) の一部  
を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「第 21 条第 2 項」を「第 21 条第 2  
項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い規定を整備するため